

高齢者見守りサービス

このサービスは、高齢者が万が一徘徊してしまった場合に居場所を知らせるもので、二次元コード付きラベルシールを帽子や服、杖、シルバーカーなどに貼って利用します。

徘徊を発見した方がスマートフォンなどでラベルシールの二次元コードを読み取ると、事前に登録した家族などに発見通知メールが送信され、保護されたことが分かる仕組みとなっています。

- ▶対象＝次の要件をすべて満たす方
 - ・本市に住民登録のある65歳以上の方
 - ・認知症などの症状が見られる方
 - ・家族などがメールを受信出来る方
- ▶利用料＝無料（1人1セット30枚）

※追加購入は有料。

▶申込方法＝窓口

☎地域包括支援センター

☎(70) 0439



▲見守りシール

気になったらすぐ相談！ もの忘れ相談会

▶日時＝3月13日(金)、4月10日(金)

①13時30分～14時15分 ②14時30分～15時15分 ※予約制。

▶会場＝中央公民館2階談話室

▶内容＝専門職（保健師、社会福祉士、介護支援専門員等）による認知症の個別相談

▶対象＝市内在住で、もの忘れや認知症について不安がある方、家族、事業所

▶申込方法＝電話、窓口

▶参加費＝無料

☎・☎地域包括支援センター ☎(70) 0439

認知症カフェ あったかスペースモクセイ

▶日時＝3月19日(木)13時30分～15時30分

▶会場＝中部コミュニティセンター1階会議室

▶内容＝認知症の相談、参加者同士の交流、レクリエーションなど

▶対象＝認知症の方とご家族、認知症に関心のある方、地域の方どなたでも歓迎

◇レストランで開催

▶日時＝3月4日(水)10時～11時

▶会場＝デニーズ大網白里店（みやこ野2の2の10）

▶対象＝もの忘れや認知症が気になる方・認知症のご家族を介護されている方

▶募集人数＝20人程度

▶申込方法＝電話、窓口

▶参加費＝一人一品の注文 ※自己負担。

☎地域包括支援センター ☎(70) 0439

大網病院だより 12 大網病院をもっと身近に

◇市民の安全を守るために

自然災害は予期せぬタイミングで私たちを襲い、多くの人々の生命、暮らしを一変させます。そんな時、市民の命を守る医療の最前線として、いかなる状況でも迅速な対応ができるよう「災害委員会」を中心とした取り組みを行っています。

災害委員会は、災害時における医療救護活動や病院機能の維持を目的として、医師、看護師など全ての職種が連携しながら活動を行っています。特に重要視しているのは、災害発生時の初動体制です。万が一の事態に備え、救急医療の提供、患者さんの安全確保、そして病院全体の運営を支える手順を確立するべく、訓練を実施しています。

主な活動として、全職種参加型の災害対応訓練を毎年実施しています。避難時の動線確認、患者さんの避難誘導、ストレッチャーや

車椅子で患者さんを安全に脱出させるための確認など、具体的な課題に取り組んでいます。

◇地域医療連携の体制整備

災害時には大網病院だけではなく、地域の診療所も患者の救護や医療支援の重要な役割を担います。そのため、医師会と災害発生時における救護所への参集方法や連絡体制なども検討しています。まずは、医師会と大網病院と市がデジタル簡易無線通信網を共有し、災害時における情報の伝達手段の確立に取り組むこととしています。

市民病院の使命は、市民の命を守り、安心をお届けすることです。災害時の危機対応は、ひとりではなく地域全体で乗り越えるものです。今後も市や医師会、消防署との連携を深化させ、災害時の地域医療体制強化に尽力していきます。

☎大網病院 ☎(72) 1121

はり、きゅう、マッサージなどの施術利用票の交付

はり、きゅう、マッサージ、あん摩または指圧に要する施術費用の一部を助成します。

※保険診療で施術を受ける場合は利用できません。

▶対象＝市内在住で75歳以上の方

▶施術所＝本市に登録してある施術所

▶助成額＝1回500円(月2回まで)

▶申請に必要なもの＝利用者の本人確認

ができるもの（保険証、運転免許証など）

▶申請場所＝高齢者支援課、白里出張所

▶その他＝現在利用中の方で4月1日(水)以降も引き続き利用される場合、再度の申請が必要です。

※令和8年度分の利用票は、3月23日(月)から交付開始します。

☎・☎高齢者支援課高齢者支援班

☎(70) 0332

介護用品支給票を交付します

▶対象＝次の要件をすべて満たす方

・本市に住民登録がある

・在宅で介護を受けていて要介護4・5である

・介護保険料（1号被保険者）本人所得段階が第1号～第5号である

※入院中、施設に入所しているなどの場合を除く。

▶補助上限額＝月4千円

▶申請方法＝要介護者の介護保険被保険者証を持参

※申請者は介護している家族でも可。

▶利用方法

①市から決定通知書および介護用品支給票を郵送

②介護用品支給事業取扱店で、介護用品支給票および介護保険被保険者証を提示し、支給対象の介護用品を受け取る

▶その他

・利用は申請の翌月からとなります。

・現在利用中の方は、3月中に令和8年度分の申請が必要です。

・要介護認定が更新された際も申請してください。

☎・☎高齢者支援課高齢者支援班

☎(70) 0332

ねんきんナビ

人生の節目には年金の届け出を忘れずに

就職や退職など人生の節目には年金の届け出が必要です。

届け出を忘れると、将来受け取る年金が少なくなったり、受給できなくなったりする場合があります。

次のようなときは必ず資格取得・種別変更届を提出してください。

・厚生年金や共済組合の資格を喪失したとき

・配偶者の退職などにより、第3号被保険者でなくなったとき

・配偶者の65歳到達により、第3号被保険者でなくなったとき

※第3号被保険者＝厚生年金、共済組合に加入している被保険者に扶養されている配偶者。

▶手続場所＝市民課

※就職し厚生年金に加入するときや、会社員の配偶者として扶養に入り国民年金第3号被保険者に該当するときは、勤務先で手続きしてください。

▶持ち物＝本人確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）、社会保険資格喪失証明書（退職・扶養喪失された方）

◇保険料の改正

令和8年4月から翌年3月までの国民年金保険料は、月額17,920円となります。納付書は、4月に日本年金機構から郵送される予定です。

☎千葉年金事務所

☎043(242)6320

市民課高齢者医療年金班

☎(70) 0336

地域包括支援センターだより ～ふれあいいいききサロン～

◇ふれあいいいききサロンとは

高齢で、一人暮らしや家に閉じこもりがちの方に、生きがいや楽しみを感じてもらおうことを目的とし、市内各地域で行われています。

令和7年度は、地域包括支援センターの保健師や看護師、在宅介護支援センターの職員が、次の2つをテーマにお話しました。

〈マイエンディングノート〉

はじめは終活という言葉に戸惑いや暗いイメージを持つ方がほとんどでしたが、誰にでも訪れる最期に向けて、前向きに取り組んでいこうと考えていただけになりました。最終回では、「お正月に家族と終活について話できました」などの声が聞かれました。

〈足趾力（そくしりょく）〉

転倒を予防するために大切であることや、足趾力の鍛え方を紹介し、日常

生活の中で取り入れていただくようにしました。足趾力を測定してみると、初回より数値が良くなっている方が多くみられ、日々の努力が足趾力の向上につながるようになりました。

◇在宅介護支援センター

高齢者に関するさまざまな相談に応じています。ご自宅などに訪問することもできますのでお気軽にご相談ください。

☎地域包括支援センター

☎(70) 0439

〈ふれあいいいききサロン〉

社会福祉協議会

☎(72) 1995

〈在宅介護支援センター〉

杜の街（山辺・瑞穂・大網地区）

☎(70) 1666

おおあみ緑の里（増穂・白里地区）

☎(73) 5146